

<対策のポイント>

農協の公認会計士監査コストの合理化を図るための支援や、農協の准組合員の事業利用規制の在り方に関する実態調査を実施します。

<政策目標>

- 農協の公認会計士監査への円滑な移行
- 准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討し結論を得る

<事業の内容>

<事業イメージ>

<農協の監査コストの合理化支援>

令和元年度事業

監査コストが上がると見込まれる40県域を対象に

- ① 特に課題が大きいと見込まれる農協に対するコンサル活動を実施するとともに、
- ② コンサル活動で得られた知見に基づき、研修会・説明会を実施



令和2年度事業

各地域の農協の実態に応じた課題を克服できるよう、農協の実情や会計監査に知見を有する者が、監査コストの合理化の具体化策について調査し、そこで得られた知見を他の農協へも周知

1. 農協の監査コストの合理化支援 203（203）百万円

- 農協の公認会計士監査への移行に伴い、監査コストの合理化を図るための農協の主体的な取組を支援します。

2. 准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査 10（10）百万円

- 農協の准組合員の事業利用規制の在り方の検討に資するよう、各地域における生活インフラの利用実態について現地調査を行います。

<事業の流れ>



42 水田活用の直接支払交付金

【令和2年度予算概算要求額 321,500 (321,500) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金**により、**地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造**を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**高収益作物定着促進等助成**を新設し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [令和7年度まで]）
- 飼料自給率の向上（40% [令和7年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで]
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組**を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

3. 高収益作物定着促進等助成

- 都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の**関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

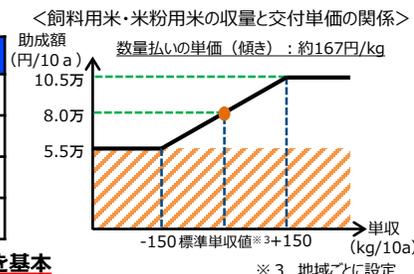
<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米※2、米粉用米※2	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a



産地交付金

※1 飼料用とうもろこしを含む ※2 複数年契約を基本

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の多収品種	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

- ① **転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)**
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ② **高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)**
主食用米の面積が平成30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※4の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※4 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

高収益作物定着促進等助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間)**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。
- ② **高収益作物畑地化支援 (10.5万円/10a)** 高収益作物による畑地化の取組を支援※5。
- ③ **子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5 その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

43 水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

○水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

○産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の**策定・改定に資する取組を支援**します。

2. 経営転換のインセンティブ付与

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
 - ① **高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）**※高収益作物：園芸作物等高収益作物※の新たな導入面積に応じて支援（②とセット）
 - ② **高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）**
高収益作物による畑地化の取組を支援
 - ③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）**
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援

3. 生産基盤の整備

- ① **基盤整備事業**において、「推進計画」に位置付けられた地区を**優先採択・優先配分**します。
- ② 畑地化・汎用化を促進するため、高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合に、**受益面積要件を現行の20haから5haまで緩和**し、農業者の費用負担の軽減のための**推進費（事業費の12.5%（全額国費））を交付**します。

4. 技術・機械等の導入支援

- ① 園芸作物の**本格的な導入に必要な取組**（栽培技術の実証、収穫機などの機械のリース導入等や、産地基幹施設（貯蔵施設など）の整備）を**支援**します。
- ② 水田を活用して**新たに果樹を生産する取組**（省力樹形による新植、防除機等の導入など）を**一体的に支援**します。
- ③ 子実用とうもろこしの**生産利用体系の構築に向けた実証の取組を支援**します。

[お問い合わせ先]	生産局園芸作物課	(03-6744-2113)	(1・4の事業)
	飼料課	(03-3502-5993)	(1・4の事業)
※プロジェクトチームの窓口を担当	政策統括官付穀物課※	(03-3597-0191)	(2の事業)
	農村振興局設計課	(03-3502-8695)	(3の事業)

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

- ：時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業（233億円の内数）
- ：飼料生産利用体系高効率化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進（16億円の内数）

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

承認・支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

2. 経営転換のインセンティブ付与

- ：水田活用の直接支払交付金のうち高収益作物定着促進等助成（3,215億円の内数）

3. 生産基盤の整備

- ①：農業競争力強化農地整備事業（1,854億円の内数）、水利施設等保全高度化事業 等
- ②：水利施設等保全高度化事業（1,854億円の内数）

4. 技術・機械等の導入支援 「推進計画」に位置付けられた取組を**優先採択**

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（233億円の内数）
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（**優先枠**：296億円の内数）
- ②：未来型果樹農業等推進条件整備事業のうち新産地育成型（233億円の内数）
- ③：飼料生産利用体系高効率化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進（16億円の内数）

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援**します。

産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約や収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



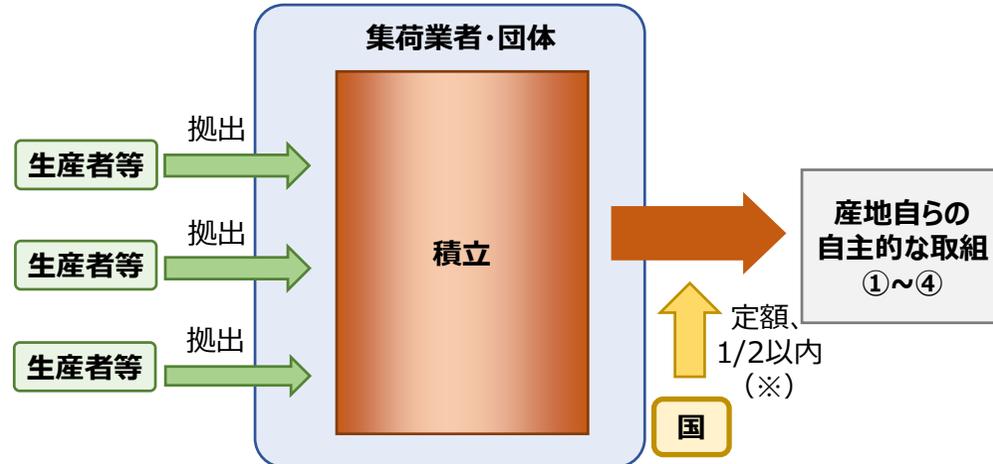
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

【お問い合わせ先】 政策統括官付農産企画課 (03-6738-8964)

<対策のポイント>

米粉の需要拡大や飼料用米を活用した畜産物等のブランド化、需要のある品種の種子安定供給等の取組を支援します。

<政策目標>

- 米粉用米等の生産を拡大（米粉用米10万吨 [令和7年度まで]）
- 飼料用米を活用した畜産物等のブランドの確立による販売単価の向上（5年間で10%） 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. インバウンドにも対応した日本産米粉の需要拡大への支援

訪日外国人の急増等に伴い、グルテンを含まない特性を持つ米粉に注目が集まる状況を捉え、ノングルテン米粉認証制度等により海外に比べ高品質な日本産米粉や米粉加工食品の需要拡大に向けた取組を支援。

2. 米活用畜産物等ブランド化の推進

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物や加工品をブランド化し、その付加価値向上や需要拡大を図るための産地段階での取組を支援。また、全国的な認知度向上や販路開拓等のための全国段階での取組を支援。

- ① 米活用畜産物等ブランド展開事業
- ② 米活用畜産物等全国展開事業

3. 需要のある品種の種子安定供給等への支援

実需者のイニシアティブのもと、輸出用米・加工用米等の需要に対応するための種子安定供給等の取組を支援。

- ・ 広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備
- ・ 地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及

等

<事業の流れ>



【インバウンドにも対応した日本産米粉の需要拡大支援事業】



【米活用畜産物等ブランド化推進事業】



<対策のポイント>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）202,907 (199,836) 百万円

- 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）74,018 (74,031) 百万円

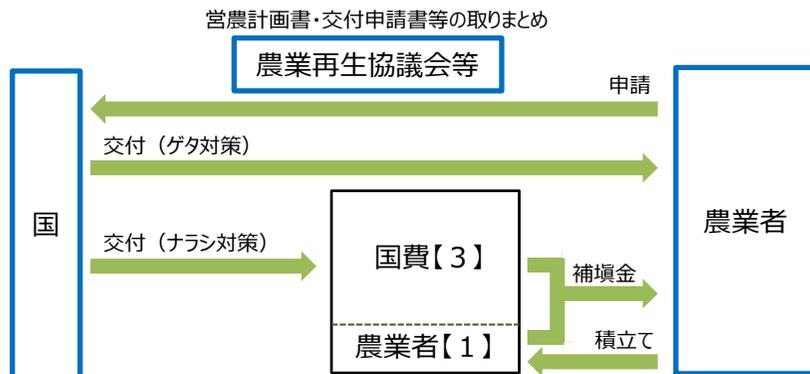
- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの令和元年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

8,961 (8,482) 百万円

- 農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。また、申請手続の電子化を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価（令和元年産）】

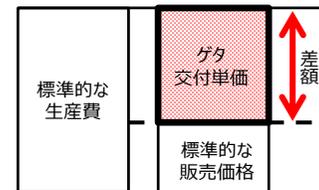
【数量払】交付単価は品質区分に応じて設定（消費税率改定後の交付単価。）

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,960円/60kg	はだか麦	8,240円/60kg	でん粉原料用ばれいしよ	11,670円/t
二条大麦	5,500円/50kg	大豆	9,120円/60kg	そば	16,960円/45kg
六条大麦	5,730円/50kg	てん菜	7,450円/t	なたね	9,930円/60kg

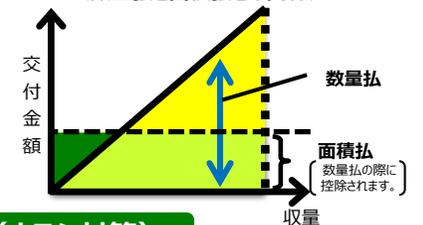
【面積払】当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

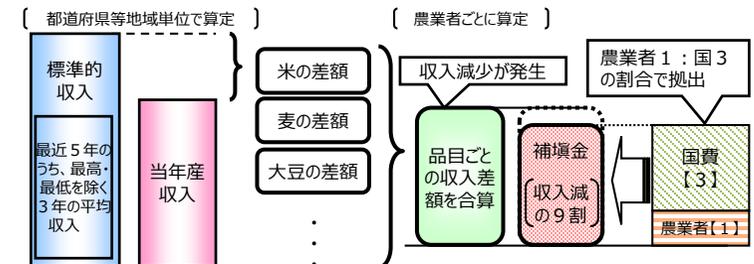
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。

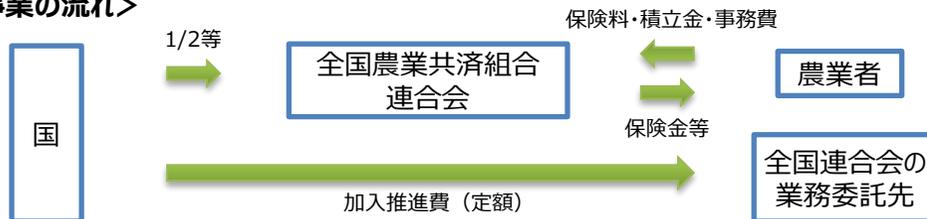
<政策目標>

- 法人経営体数を5万法人に増加 [令和5年まで]
- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

<事業の内容>

- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金 4,028 (2,660) 百万円**
 - 保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担**します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 9,026 (16,326) 百万円**
 - 積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担**します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,285 (1,623) 百万円**
 - 収入保険制度の実施主体である**全国農業共済組合連合会(全国連合会)**に対し、**収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費(人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等)の1/2以内を国が負担**します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業 342 (-) 百万円**
 - 全国連合会の業務委託先が、JA、農業会議、直売所、加工業者などと連携した推進体制の下で取り組む**加入推進活動を支援**します。
- 5. 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業 230 (-) 百万円**
 - 農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、**全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援**します。

<事業の流れ>



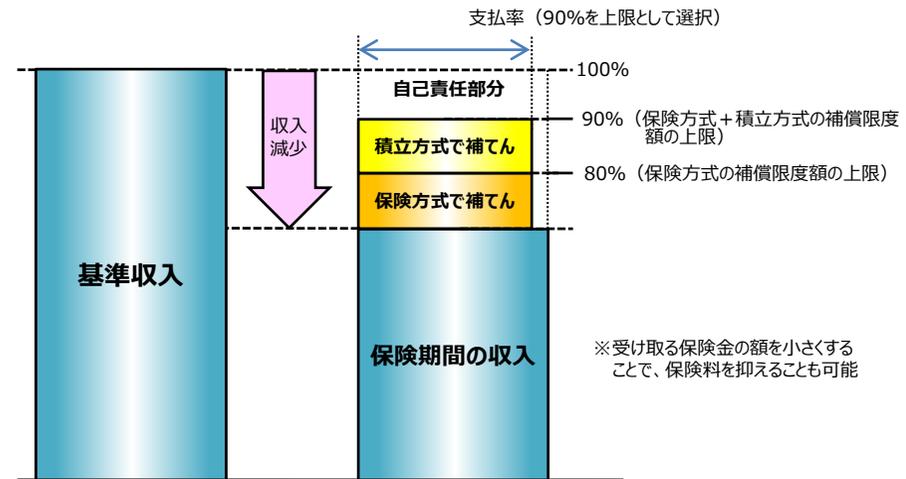
<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとしない積立方式(特約補てん金)」の組合せで補てんします。



過去5年間の平均収入(5中5)を基本
規模拡大など、保険期間の
営農計画も考慮して設定

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補てんする農業共済事業を実施します。

<政策目標>

共済金の早期支払の観点から、次の割合を100%とします。

- 水稻及び麦は共済金が年内に支払われる農業者数の割合
- その他の品目（果樹、畑作物等）は共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に実施する割合

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金 50,110 (50,110) 百万円

- 農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金 34,083 (34,777) 百万円

- 農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局保険課 (03-6744-2175)
(2の事業) 経営局保険監理官 (03-3502-7380)

<対策のポイント>

ツマジロクサヨトウ等の農作物の病害虫や、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止及び国産農畜水産物の安全性の向上に向けた都道府県等の取組を支援します。

<政策目標>

- 農作物の病害虫や家畜・養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
- 特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制

<事業の内容>

- 都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することを支援します。

1. 病害虫・伝染性疾病の発生予防・まん延防止

- ① 我が国で確認されていなかったジャガイモシロシストセンチュウやツマジロクサヨトウ等の重要病害虫のまん延防止を図るための防除対策等
- ② 家畜・養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
特に、豚コレラ発生地域等での野生動物の検査や農場への疾病侵入防止対策を支援

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

- 国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組を支援

<事業の流れ>

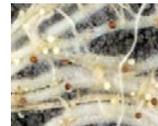
交付 (10/10、9/10以内、1/2以内)



<事業イメージ>

1. 病害虫・伝染性疾病の発生予防・まん延防止

- ① 我が国で確認されていなかった病害虫や越境性の病害虫のまん延防止
 - (ア) 我が国で確認されていなかったジャガイモシロシストセンチュウ等の病害虫の定着・まん延防止を図るための取組
 - (イ) ツマジロクサヨトウ等の大陸等から飛来する越境性病害虫のまん延防止
 - (ウ) 重要病害虫の侵入警戒調査 等
- ② 豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の家畜の伝染性疾病への対応
 - (ア) 豚コレラ発生地域等における消毒施設の常設及び当該施設の管理に要する衛生資材等を支援
 - (イ) 野生イノシシ対策の強化として、検査かかりまし経費（衛生対策費等）や、検査促進費を支援
 - (ウ) 家畜保健衛生所における検査精度を担保する上で不可欠な検査機器の整備等による監視体制の整備 等



ジャガイモシロシストセンチュウ (根に付着する粒)



ツマジロクサヨトウ (幼虫)



ミバエ侵入警戒トラップ



消毒施設



野生イノシシ対策



検査機器の整備

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

- ① 農薬の適正使用等の推進
- ② 有害化学物質・微生物のリスク管理措置の導入等を支援
- ③ 農業生産段階におけるリスク管理措置の推進

<対策のポイント>

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、**地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保**を図ります。

<政策目標>

- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 地域における産業動物獣医師の育成・確保

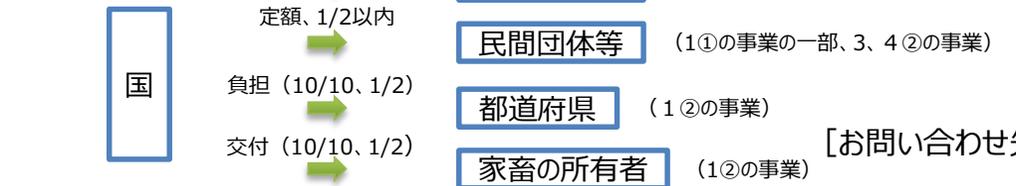
<事業の内容>

- 1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4,576 (4,475) 百万円**
 - ①豚コレラ等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、**防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付**を行います。
 - ②農場の生産性向上に向けて、豚コレラ、EBL（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢・粘膜病等に対する家畜衛生対策、**管理獣医師による衛生管理指導の実施**等を支援するとともに、**家畜保健衛生所等の精度管理体制を整備**します。
- 2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 1,124 (422) 百万円**
 - 動物検疫所において、人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、**入国者への質問や携帯品の消毒の実施、検疫探知犬の増頭、靴底消毒の継続的な実施**等、水際での防疫措置の徹底を図ります。
- 3. 産業動物獣医師の育成・確保 288 (231) 百万円**
 - 産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への**地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上のための臨床研修、女性獣医師等の産業動物分野への就業支援、情報通信機器を用いた診療の試行の拡大**等を実施します。
- 4. 水産防疫体制の充実・強化 98 (70) 百万円**
 - 水産動物疾病の**新たな国際基準・情勢に対応した調査や検査法の開発**、モデル地域での関係者一体となった防疫体制整備等を支援する。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
 (3、4の事業) 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

<対策のポイント>

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、**食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査**や**事業者等と連携した低減技術の効果検証**を推進します。加えて、新たに対応が必要な有害化学物質や微生物について、**新たな分析法の導入**等を実施します。

<政策目標>

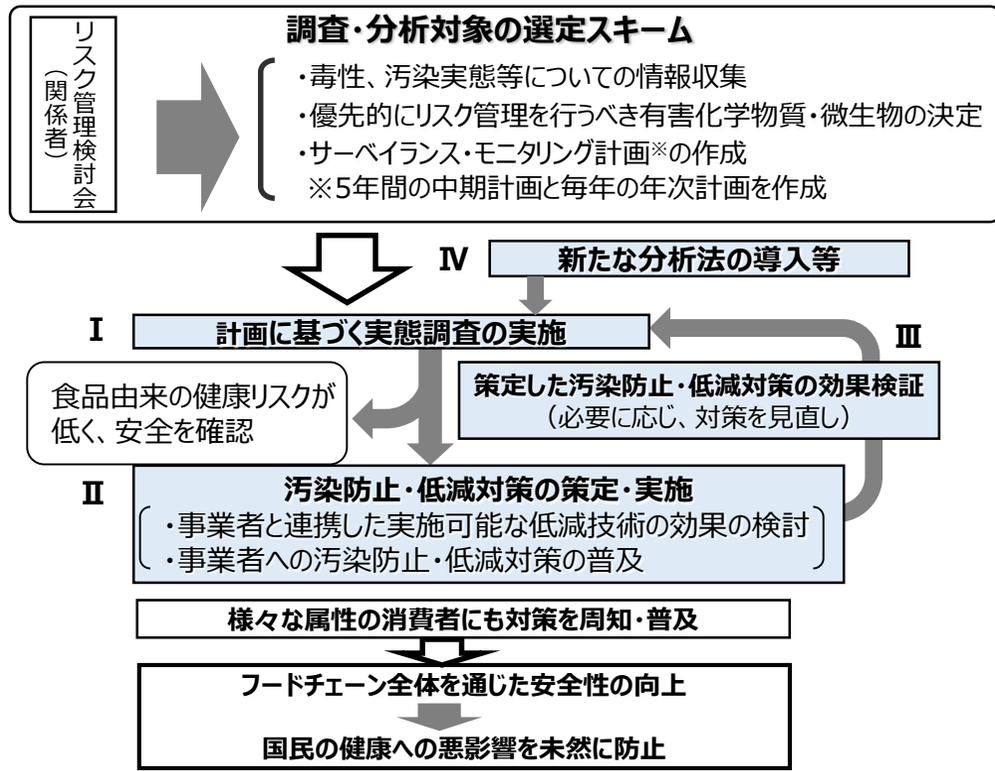
- 特定の有害化学物質の摂取量が許容範囲を超えないように抑制
- 特定の有害微生物による汚染防止・低減を目的とする衛生管理の実施割合を増加

<事業の内容>

1. 有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業 230（173）百万円

- 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。[Ⅰ、Ⅲ]
- 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及**を行います。その際、より現実的で効果的な対策を選択するため、考えられる**対策について費用対効果分析**を行います。[Ⅱ]
- 新たに対応が必要な有害化学物質や微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入**や、**分析に必要な標準試薬の作製**を行います。[Ⅳ]

<事業イメージ>



<事業の流れ>



食品の安全に係るリスク管理の総合的な推進

【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

＜対策のポイント＞

生産資材の安全確保に向けた科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる試験法の開発等を推進します。

＜事業目標＞

国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、生産資材の安全と品質を確保し、安定的に供給

＜事業の内容＞

- 1. 農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品に関する安全確保対策**
 - ① 農薬使用者や蜜蜂への影響評価等、農薬の安全性に関する評価の充実に必要な調査・試験を行います。
 - ② 肥料制度見直しに合わせて、肥料登録システムの改修や肥料の生産工程管理導入に必要な調査や手引書の作成等を実施します。
 - ③ 飼料中の有害物質（かび毒、残留農薬、重金属等）の含有実態調査、畜産物への残留・移行試験、有害試験を用いない分析法の開発、食品残さ利用飼料の安全確保対策としての研修会開催・現地指導等を行います。
 - ④ 動物用医薬品の使用基準や残留基準値設定等に必要な調査等を実施します。
- 2. 動物用医薬品の迅速かつ安定的な供給**
 - ① 新技術を活用した動物用医薬品や② 希少疾病や希少動物等用の市場規模の小さい医薬品等の開発を支援します。
- 3. ドローンによる空中散布等に対応した農薬の登録促進**

利用できる農薬が限られているドローン用農薬等の登録拡大に向けた試験の実施を支援します。

＜事業イメージ＞

農薬	肥料
<ul style="list-style-type: none"> 農薬使用者や蜜蜂への影響評価等、農薬の安全性に関する評価の充実に必要な調査・試験の実施 ドローン用農薬等の登録拡大に向けた試験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 肥料登録システムの改修 <ol style="list-style-type: none"> QRコード等による肥料の詳細情報へのアクセス 生産工程管理の導入に必要なオンラインツールなどを提供 電子納付も含めた電子申請システムを構築 肥料の生産工程管理の導入 <ol style="list-style-type: none"> 生産工程や品質管理の状況などの調査 肥料生産者向けの手引書の作成等
動物用医薬品	飼料
<p>承認申請に必要な試験等の開発費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術を活用した動物用医薬品 市場規模が小さい動物用医薬品 <p>◇新薬の開発・審査の迅速化を推進 ◇安全で有効な医薬品等を早期に現場で応用</p> <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術を用いた豚コレラワクチンによる新たな防疫措置の開発 魚類ワクチンの開発の促進による抗菌剤に頼らない養殖技術の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の含有実態調査、残留・移行試験、分析法の開発 食品残さ利用飼料の安全確保対策に係る研修会、現地指導等 <p>汚染実態調査の実施 家畜を用いた動物試験の実施</p> <p>国際的な考え方に基づいて、科学的に基準値を設定</p>

安全な
生産資材の
安定的な
供給

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 (1・2の事業)消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2104)
(3の事業) 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)

<対策のポイント>

畜産・水産・農業分野における**薬剤耐性菌の監視・動向調査**を強化し、**抗菌剤の慎重な使用に関する研修**を実施するとともに、**ワクチン、免疫賦活剤、代替薬等の開発等**を支援します。

<事業目標>

薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに沿った取組を推進し、**薬剤耐性菌の発生を抑え**、国産の畜水産物に対する消費者の信頼確保に貢献

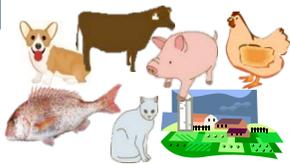
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 監視・動向調査の強化、抗菌剤の慎重な使用に関する研修の実施

272 (272) 百万円の内数 **1**

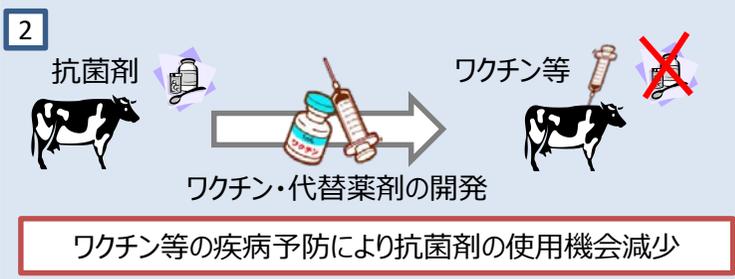
- ①家畜、養殖水産動物及び愛玩動物における**薬剤耐性菌発現の動向調査**や、**動物からヒトへの伝播が懸念されている薬剤耐性菌の調査・解析**を実施します。
薬剤耐性菌の発生・伝播機序の解明等に必要な**遺伝子データベース**を運用します。
- ②畜産分野において、**獣医師、生産者等に対する研修**を実施します。
- ③農業分野において、**薬剤耐性菌の発生状況等の調査**を実施します。



動物・農業分野の
薬剤耐性の動向調査

2. ワクチンや代替薬等の開発・実用化の促進 73 (70) 百万円の内数

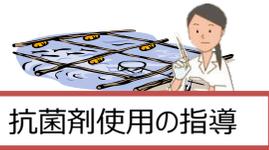
- 抗菌剤の使用機会の減少に資する**ワクチン・免疫賦活剤・抗菌剤の代替薬剤・飼料添加物の開発・実用化**を支援します。



3



能力向上



抗菌剤使用の指導

畜水産物に対する消費者の信頼確保
 動物での抗菌剤の有効性確保
 安全な畜水産物の安定供給
 薬剤耐性菌の発生抑制

<事業の流れ>



民間団体等	(1の事業)
民間団体等	(2の事業)
都道府県	(3の事業)

【お問い合わせ先】 (1③以外の事業)消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
 (1③の事業) 消費・安全局農産安全管理課 (03-3591-6585)

<対策のポイント>

適正な産地表示等を確保するため、**食品の科学的分析による原産地判別等を強化し**、効果的・効率的な監視を実施します。**加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入**に向け、セミナーを開催するとともに、食品トレーサビリティの推進方を検討し、併せて普及啓発を行います。また、**事業者の自主的な食品偽装防止の取組を推進**するため、監査ポイントに関する研修を実施します。

<政策目標>

- 食品表示の遵守状況の確実な改善とDNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保
- 加工食品の原料原産地表示の適正な実施と食品トレーサビリティの取組率の向上

<事業の内容>

1. 産地表示適正化推進事業 38 (38) 百万円

- ① 産地表示適正化対策事業

不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りを強化するため、**高い精度で原産地判別のための科学的分析**を実施します。
- ② 食品表示・トレーサビリティ推進事業
 - ア 中小規模の食品事業者が取り組みやすい加工食品の原料原産地表示のマニュアルを活用した**セミナーを開催**します。
 - イ 食品事業者や学識経験者等有識者をメンバーとした検討会において、フードチェーンを通じた**食品トレーサビリティの推進方を検討**し、併せて普及啓発を実施します。
 - ウ 食品関連事業者の監査担当者等を対象にした**監査ポイントに関する研修**を実施します。

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業 234 (235) 百万円

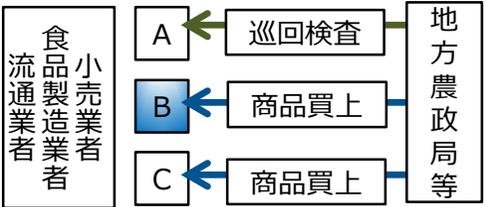
- 国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性を**DNA分析により鑑定**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 産地表示適正化推進事業

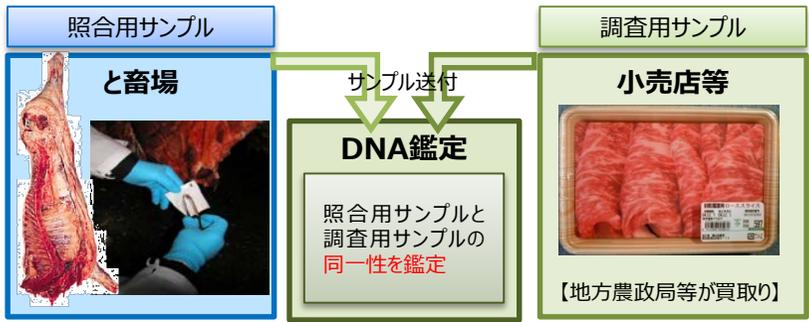


分析機関による科学的分析の結果、疑義の生じたBに立入検査を実施。違反を確認した場合には指示・公表。



加工食品の原料原産地の表示例

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業



<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 49,300 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払 26,900 (26,344) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域 (山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,700 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [令和2年度まで]
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [令和2年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 多面的機能支払交付金 47,698 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

① 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

② 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動

交付単価 (円/10a)

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】 (円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（増進を図る活動に「魅力ある地域資源の発揮・向上」を追加）	田	400
		畑	240
		草地	40
農村協働力の深化に向けた活動への支援	上記の支援を受けた上で、a. 構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合、または、b. 災害時における応急体制を整備する場合	田	400
		畑	240
		草地	40
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田	1,000
		畑	600
		草地	80

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



項目	都府県	北海道	交付金(定額)
広域化した活動組織への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

<対策のポイント>

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化し、新たに第5期対策（令和2～6年度）を実施します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和2～6年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,340 (25,890) 百万円

○ 第5期対策では、将来にわたり協定農用地の維持管理を可能とする体制づくりに向け、以下に取り組みます。

- ① 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化（体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化）
- ② 農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援の強化（集落協定の広域化や人材の確保、農業生産性の向上等の加算措置の創設・拡充）
- ③ 農業者・市町村の事務負担の軽減や農業生産活動の継続を基本とした遡及返還措置の見直し等

【主な交付単価】 ※「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜 (傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜 (傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 560 (454) 百万円

※中山間地農業ルネサンス推進事業分(280百万円)を含む

○ 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興9法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 集落戦略の作成（農業生産活動の継続に向けた6～10年後の集落の将来像の明確化・共有）

【加算措置】

<超急傾斜農地保全管理加算>（拡充） ※上限額なし

項目	10a当たり単価
超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円
指定棚田地域 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の保全対象 振興活動加算 となっている棚田等（田1/20以上、畑15°以上）を支援	田・畑：10,000円

<集落協定広域化加算>（拡充） ※上限額：200万円/年

項目	10a当たり単価
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず：3,000円

<集落機能強化加算>（創設） ※上限額：200万円/年

項目	10a当たり単価
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	地目にかかわらず：3,000円

<生産性・付加価値向上加算>（創設） ※上限額：400万円/年

項目	10a当たり単価
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	地目にかかわらず：6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**します。第2期対策（令和2年度）から、支援対象取組や取組水準等を一部見直し、環境保全効果の高い取組への重点化を図ります。

＜政策目標＞

土壌炭素貯留量の増加への貢献

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,517 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 支援の対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 国際水準GAPを実施していること ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(環境負荷低減に資する活動)に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 183 (90) 百万円

- ① 対象者：地方公共団体等
- ② 支援内容：都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

＜事業の流れ＞  環境保全型農業直接支払交付金  環境保全型農業直接支払推進交付金



支援対象となる取組

▶ 全国共通取組

有機農業

「国際水準の有機農業」(有機JAS規格)の水準に合致していることが確認されている取組

有機JAS認証とは別に、国際水準の取組であることを確認する方法として「参加型認証システム」を導入します。



カバークロープ

堆肥の施用

リビングマルチ

草生栽培

他

5割低減の取組と合わせて行う、地球温暖化防止の効果が高い取組

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

交付単価

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	14,000円 (3,000円)
カバークロープ	6,000円
堆肥の施用	4,400円
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
草生栽培	5,000円
不耕起播種	3,000円
長期中干し	800円
秋耕	800円

地域特認取組
交付単価は、都道府県が設定します。

❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

56 中山間地農業ルネッサンス事業 <一部公共>

【令和2年度予算概算要求額 51,000 (44,002) 百万円】
 (優先枠等を設けて実施)

<対策のポイント>

中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や支援の強化等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<政策目標>

地域の特色をいかした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<事業の内容>

本事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。(対象地域に指定棚田地域等を追加)

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援に加え、モデル支援として収益力向上に向けた取組や棚田地域の保全・振興の取組強化、事業間連携による相乗効果発現等の推進を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- 中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- 農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業イメージ>

中山間地農業ルネッサンス推進事業【2.8億円】

- 営農・販売戦略策定や体制整備等、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援
- 中山間地における様々な課題に対応したモデル支援を強化

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 優先枠 297.2億円

地域の特色をいかした農業の展開 都市農村交流や農村への移住・定住

[支援事業]
優先枠
優遇措置

- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- ・ 連携型担い手育成実証事業
- ・ 持続的生産強化対策のうち
茶・薬用作物等支援対策、未来型果樹農業等推進条件整備事業
- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備、ハイリス活用施設整備
- ・ 農山漁村振興交付金 (人材交流・ビジネス支援対策等)

[連携事業] 農山漁村振興交付金 (山村活性化対策)

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 優先枠 210.0億円

[支援事業]
優先枠
優遇措置

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策 (肉用牛・酪農基盤強化対策 (放牧活用型))
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

<事業の流れ (推進事業) ※>



<対策のポイント>

地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から**農業者等を含む地域住民の就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上**や**雇用の増大**に結びつける取組を**総合的に支援**し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人 [令和2年度まで]）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない [令和7年度]）

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

○ **地域資源を活用した活動計画づくりと実践活動、地域活性化の取組のPR、都市農業の多様な機能の発揮のための取組**を支援します。

- ① 地域活性化対策
- ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

○ 「**農泊**」をビジネスとして実施する取組、**農福連携**を推進するための**環境整備等の取組、専門的スキル・経験を有する人材を派遣し、農山漁村の課題解決を図る取組**を支援します。

- ① 農泊推進対策
- ② 農福連携対策
- ③ 人材交流・ビジネス支援対策

3. 農山漁村定住促進対策

○ **山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組、生産施設等の整備**を支援します。

- ① 山村活性化対策
- ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

(1 ①から3 ①までの事業)



(3 ②の事業)



<事業イメージ>

1 普及啓発	① 地域活性化対策 地域の活動計画づくりや実践活動、地域活性化の取組の優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。  ワークショップ	② 都市農業機能発揮対策 農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。  マルシェの開催
	① 農泊推進対策 地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのPR、経営ノウハウ習得等のための専門家派遣・指導等を支援します。  インバウンド対応  農家民宿	② 農福連携対策 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産・加工・販売施設等の整備、農産物の生産・加工技術等の習得、専門人材の育成、普及啓発活動等を支援します。  人材育成研修  農業生産施設
2 交流	① 山村活性化対策 山村の特色ある地域資源を活用するため、地場の農林水産物等の商品化や販売促進等の取組を支援します。  地域産品の加工・商品化	② 農山漁村活性化整備対策 市町村等が作成する活性化計画に基づき、定住及び所得向上や雇用増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。  農産物直売施設
	3 定住促進	

【お問い合わせ先】

(1 ①、2 ③の事業)	農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
(1 ②、2 ①、②の事業)	農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
(3 ①の事業)	農村振興局地域振興課	(03-6744-2498)
(3 ②の事業)	農村振興局地域整備課	(03-3501-0814)

<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による**実施体制の整備**や**観光コンテンツの磨き上げ**、**滞在施設等の整備**等を一体的に支援するとともに、戦略的な**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣**等を支援します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域〔令和2年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進するため、農泊の**推進体制構築**や地域資源を活用した魅力ある**観光コンテンツの磨き上げ**、**インバウンド受入環境の整備**及び**専門人材の確保**等を支援

※ 人材交流・ビジネス支援対策（770百万円）も活用し支援

2. 施設整備事業

- ① 古民家等を活用した**滞在施設**や**体験・交流施設**、活性化計画に基づき**農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設**など、農泊を推進するために必要となる**施設の整備**を支援（市町村・中核法人実施型）
- ② 地域内で営まれている**宿泊施設の質の向上**のため、インバウンドを含む**個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修**を支援（農家民泊経営者等実施型）

3. 広域ネットワーク推進事業

- **デジタル情報**を活用した**戦略的な国内外へのプロモーション**や**大規模展示会への出展・商談会の開催**、高度な経営ノウハウの習得などの課題を抱える地域に対し、ワンストップで課題に応じた**専門家派遣・指導**を行う等の取組を支援

<事業の流れ>



【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、地域協議会連合体、DMO等
- **事業期間** 2年間等 ○ **交付率** 定額



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



インバウンド受入環境の整備



多言語への対応



Wi-Fi環境の構築



トイレの洋式化

【2①の事業】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核法人等
- **事業期間** 2年間 ○ **交付率** 1/2
（上限2,500万円、5,000万円、1億円）

（活性化計画に基づく事業）

- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間 ○ **交付率** 1/2等



古民家を活用した滞在施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【2②の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- **事業期間** 1年間 ○ **交付率** 1/2（上限1,000万円/軒）

【3の事業】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

＜対策のポイント＞

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる**農業生産施設及び加工・販売施設等の整備**、**障害者等の農産物の生産・加工技術等の習得に加え、農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等の取組を支援**するとともに、効果的な**農福連携プロモーション等**を実施します。

＜政策目標＞

農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出 [令和6年度まで]

＜事業の内容＞

1. 農福連携整備事業

- 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる**農業生産施設及び加工・販売施設等の整備**を支援します。

2. 農福連携支援事業

① 農福連携支援事業

- 福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する**農業技術習得の研修等**を支援します。

② 農福連携人材育成支援事業

- 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、職場定着を支援する**農業版ジョブコーチの育成や農業者と福祉事業所をマッチングするコーディネーターの育成等**を支援します。

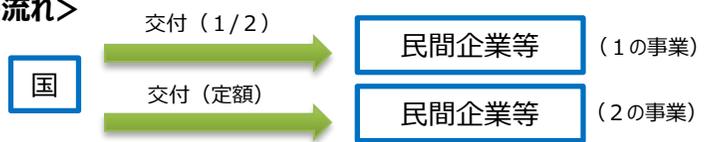
③ 普及啓発等推進対策事業

- **ワンストップ窓口の設置など都道府県の推進体制の強化**、農福連携の全国展開に向けた普及啓発や調査・研究等を支援します。
- メディア等を活用した**農福連携プロモーションの実施**や**企業とのネットワーク構築によるブランディングの取組等**を支援します。

＜関連事業＞（優先採択等の優遇措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

- ・食料産業・6次産業化交付金 71億円の内数
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 296億円の内数
- ・農業人材力強化総合支援事業 238億円の内数
- ・「緑の人づくり」総合支援対策 53億円の内数
- ・水産多面的機能発揮対策 29億円の内数 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【1について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1 / 2（上限2,500万円等）



農業生産施設 (水耕栽培ハウス)



附属施設 (農機具庫)



加工処理施設



休憩所、トイレの整備

【2の①、②について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 定額



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



人材育成研修

【2の③について】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



セミナー等の普及啓発



調査・研究等

<対策のポイント>

農山漁村地域における起業促進のためのプラットフォームの運営、地域活性化に必要な専門的スキル・経験を有する人材や起業を支援できる人材等を派遣し、農山漁村地域の課題発見・課題解決を図る取組を支援し、地域に持続的に雇用・所得が生まれる環境を創出します。

<政策目標>

農山漁村に雇用と所得を生み出す新たな取組を開始した地域の創出（500地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 起業促進プラットフォームの運営

- 農山漁村地域における起業促進のためのプラットフォームを運営し、起業家間の情報交換等を通じたビジネスプランの磨き上げや新事業の創出等が可能となる環境を整備します。

2. 人材支援「ルーラルプロボノ」

- 地域活性化に必要な専門的スキル・経験を有する人材や起業を支援できる人材等を派遣し、農山漁村地域が抱える課題の発見・解決を図り、農山漁村における雇用・所得の確保を図ります。

① 課題発見プロボノ

プロボノチームを数回派遣し、解決すべき地域の課題を明らかにします。

② 課題解決プロボノ

プロボノチームを月1～2回、数か月にわたって派遣し、地域の課題の解決を図る取組を支援します。

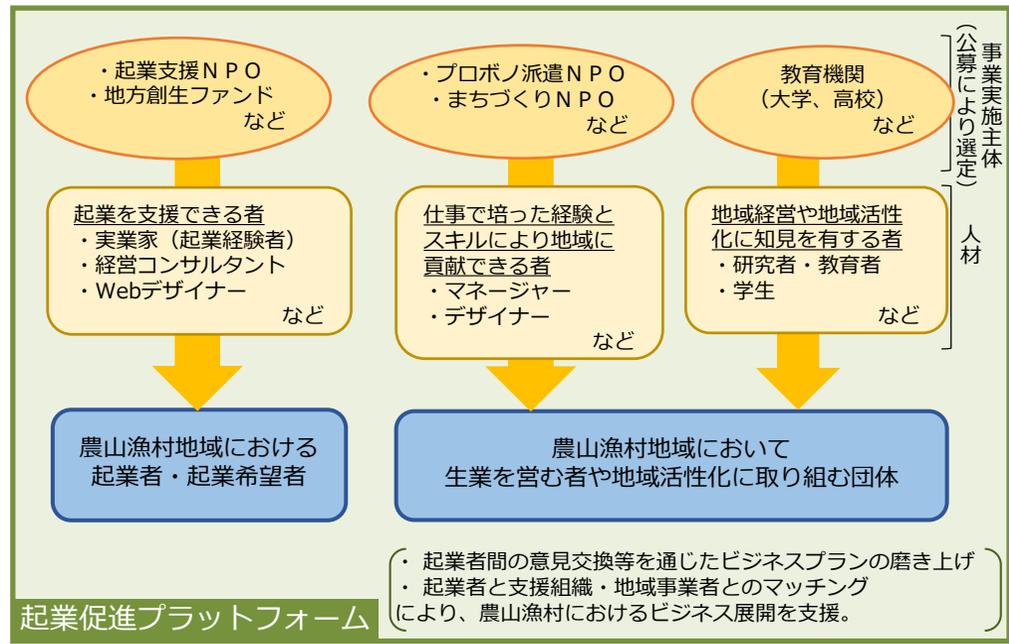
③ 伴走プロボノ

地域の課題解決に最後まで取り組む人材を中長期で派遣し、地域に伴走しながら地域の課題の解決を図る取組を支援します。

※「プロボノ」とは、「公共善のために (for good public)」を意味するラテン語「pro bono publico」を語源とする言葉。仕事で培った専門的なスキル・経験等をボランティアとして社会課題の解決に成果をもたらす取組。

<事業イメージ>

1.のプラットフォームの運営や、2.の人材支援により、農山漁村地域に雇用・所得を生み出す新たな生業づくりや地域活性化を後押しします。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業） 大臣官房政策課 (03-3502-6565)
 （2の事業） 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)